

水道の使用にあたって

湧水町の水道は、湧水町水道事業給水条例に基づいてご使用していただいております。

以下の項目をあらかじめご了解のうえ、ご使用ください。(湧水町給水条例より一部抜粋)

1. 水道の使用開始・給水・廃止の届出 (第 21 条・第 26 条)

新たに水道をご使用になるとき、又は使用をやめられるときは、事前に湧水町役場栗野庁舎水道課又は吉松庁舎地域総務課にて手続きをしてください。

2. 水道メーターの検針 (第 32 条)

水道メーターの検針は毎月 1 回 (1~8 日の間) 行い、計量した使用水量に基づいて算定し、ご請求いたします。

3. 水道料金の支払い (第 37 条)

口座振替、納入通知書支払いが選択できます。口座振替日は毎月 21 日 (21 日が土日祝日の場合は翌平日が振替日)、納入通知書支払いの場合、金融機関、コンビニエンスストア、Pay B 等で毎月 25 日 (25 日が土日祝日の場合は翌平日が納入期限) までに支払いをしてください。

4. 納入期限内の支払い (第 43 条)

水道料金は納入期限内にお支払ください。再三の催告にもかかわらずお支払いいただけない場合は、給水を停止いたします。

5. 水道メーターの交換 (第 25 条)

水道メーターは、計量法により有効期限が 8 年と定められており、検定有効期間満了を迎える前に水道メーターは町負担で交換しています。

6. 事故・災害等 (第 8 条)

事故や災害等やむを得ない場合、又は公益上必要な水道管の取替工事等を行う場合、給水の停止や使用を制限させていただきます。

7. 敷地内への立ち入り (第 32 条・第 41 条)

水道メーターの検針などのため、名札及び身分証明書を携帯した職員等がおお客様の敷地内に立ち入ることがありますので、ご協力ください。

8. 給水装置の工事 (第 7 条)

給水装置の新設、改造、修繕は湧水町水道事業指定給水装置工事事業者に依頼してください。

(湧水町水道事業指定給水装置工事事業者は湧水町ホームページで確認できます。)

※給水装置の修繕に係る費用はおお客様負担となります。ただし公道部の漏水については、町負担で行います。

9. 個人情報

取得した個人情報は、湧水町個人情報保護条例に基づき適正に収集・管理し、水道課の個人情報利用目的内の範囲内で利用させていただきます。